中央労働金庫

当座勘定規定書の改正について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

<ろうきん>では2022年11月4日に、全国銀行協会が設立する電子交換所への参加に伴い、下記のとおり当座勘定規定書を改正いたしますので、お知らせいたします。

なお、改正後の新規定書は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されま すのでご了承ください。

- ※最新の預金等利用規定については、当金庫ホームページでご確認ください。
- ※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫本支店窓口へお申し出ください。

■改正の内容

- ・第7条(手形、小切手の支払い) 事務手続きの実態に合わせて条文の追加
- ・第8条(手形、小切手用紙)支払手形の返却請求等について追加
- ・第 16 条(印鑑照合等) 電子的に受付した手形・小切手の印鑑照合等を免責事項に追加
- ・第28条(個人信用情報センターへの登録) 取扱い廃止に伴う削除

第7条(手形、小切手の支払い)

- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- 第8条(手形、小切手用紙)
 - (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではな

いものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。

- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定 の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定 める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第16条(印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

第28条(個人信用情報センターへの登録)(削除)

■適用開始日

2022年11月4日(金)

以上